

石原トリフミン水和剤
(トリフルミゾール水和剤)

登録番号: 第16301号

適用拡大の概要

<作物名の追加>

・作物名「かんしょ」を追加する。

(下線部が変更点)

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	トリフルミゾールを 含む農薬の 総使用回数
<u>かんしょ</u>	基腐病	16倍	0.8～ 1.6L/10a	収穫前日 まで	2回以内	無人航空機 による散布	3回以内 (植付前の 処理は1回以 内、植付後は 2回以内)
		2000～ 3000倍	100～ 300L/10a			散布	
		500倍	—	植付前	1回	17時間 苗基部浸漬	

(該当作物のみ記載。)

<使用上の注意事項の変更・追加>

以下を追加する。

・本剤を無人航空機による散布で使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種¹⁾の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当たっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散によって自動車の塗装などに被害を与えるおそれがある等、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
また、使用後の空の袋は放置せず、安全な場所に廃棄すること。